

福井市宿泊割引「福いいネ！クーポン」事業 事業者用Q&A

Q 1	クーポンを旅行業者で使用した場合、クーポンの利用日はいつになるか。
A 1	旅行者が福井市内の宿泊施設に実際に宿泊した日がクーポン利用日となる。よって、事務局への割引額の請求は、この日以降に行うことができる。なお、当該旅行をキャンセルした場合の対応は次項を参照。
Q 2	宿泊予約や旅行をキャンセルした場合の取扱は？
A 2	クーポンは、キャンセル料や申込金の支払いには利用できない。当該宿泊や旅行をキャンセルした場合、宿泊事業者及び旅行業者は、クーポン利用者に対し所定のキャンセル料の支払いを請求する。なお、受け取ったクーポンは未使用分として整理し、事務局への請求は行わない。また、クーポン利用者にはクーポンを再発行する必要があるため、当該者の氏名、住所等を事務局へ報告すること。
Q 3	旅行業者で変更・キャンセルが発生した場合、切り離れたクーポン券は無効となるか。
A 3	宿泊施設、宿泊日の変更は二重線+修正印押印で修正可。キャンセルの場合は、クーポン利用者にクーポンを返還する必要があるため、再発行を事務局へ申し入れる。
Q 4	1会計での利用枚数上限はあるか。
A 4	クーポンには当選者氏名を記載しており、当選者または同一世帯家族のみ利用が可能。1会計で当選者1名が利用できるクーポンの数は1枚まで。クーポン当選者が同一グループに複数人いる場合は、その当選者数が利用上限となる。
Q 5	宿泊施設で利用する場合、宿泊以外の代金にも充てられるのか。
A 5	可能。館内サービス（レストラン、ルームサービス、お土産等）の利用代金など、宿泊施設のフロントで精算できるものは基本的に対象とするが、宿泊施設ごとに判断することで構わない。
Q 6	GoToトラベルなど、他の割引制度との併用は可能か。
A 6	可能。ただし、その利用方法は他の割引制度のルールに従う。なお、現段階ではGoToトラベル再開時期は未定である。メール登録された当選者には、メルマガにより他の割引制度との併用情報なども提供予定。
Q 7	現在、実施している県民割（ふくいdeお得キャンペーン）が延長となった場合の併用は可能か。
A 7	可能。ただし、県民割は市町等⇒県の順に割引を適用する。なお、同キャンペーンの適用を受ける場合は、「ワクチンを3回接種した方」もしくは「チェックイン当日に陰性を証明できる方」に限られるので注意。

Q 8 割引対象となる「旅行商品」とは。

A 8 福井市内での宿泊を伴うツアー商品をいう。また、市内宿泊施設の手配のみも可とする。

Q 9 旅行者でクーポンを利用する際に割引対象となる市内宿泊施設の定義とは。旅行者は割引対象施設か否かの確認をどのように行うか。

A 9 旅館業法に規定する旅館、ホテル、簡易宿泊所（性風俗関連特殊営業を除く）及び住宅宿泊事業法による住宅宿泊施設とする。対象となる施設のリストを事務局から旅行者へ提供する。

Q 10 宿泊施設及び旅行者で直接決済を行う場合の決済方法は。

A 10 電子マネー、クレジットカードなど含め、各施設、事業者の取り扱い方で可。オンラインで事前決済した場合は割引の対象とならない。

Q 11 割引額の請求は必ず毎月行わなければならないか。

A 11 早期特典の対象者を特定する必要があるため、割引額の請求は必ず毎月行っていただきたい。

・早期特典とは、9月～11月にクーポンを利用した者の中から抽選で300名に、市産直ECサイト「ふくいさん」の利用券をプレゼント企画。